

論点 スペシャル

新型コロナ「改正特措法」成立

危機管理の鉄則は、野球に例えると「空振り三振はしても、見逃し三振はするな」だ。強めの対応をして失敗したとしても、何も手を打たないで最悪な結果を招くよりは望ましい。

その意味で、政府が初動において新型コロナウイルスを未知の「新感染症」と認定すれば、2012年成立の新型インフルエンザ対策特別措置法をそのまま適用するとしてもできた。

ただ、特措法は最後の手段で、「伝家の宝刀」だ。行政の権限を強化し、国民の自由を制約する非常に強い規定がある。刀を抜いた前例はない。政府があえて国会で現行法を改正するという慎重な対応を選択したことは理解できる。感染がさらに拡大した場合に備えるため、改正特措法を準備しておくことは賛成だ。

日本大危機管理学部教授

福田 充氏



使用するつもりで来た。緊急事態宣言は、国民生活などに重大な影響を及ぼすと判断した場合、首相が期と区域を定めて緊急事態を宣言する。宣言を踏まえ、都道府県知事は不要不急の外出自粛の要請や、多くの人が集まる施設の使用停止などを指示できる。

改正法の付帯決議では、緊急事態宣言に関し、国会への事前報告が求められる。「やむを得ない場合を除く」との文言を入れたことで、国権の最高機関である国会への説明の重要性と、いざというときに内閣の機動的な対応は縛られないこととのバランスが取れたと思う。

ふくだ・みつる 日大法学部教授を経て、2016年から現職。専門はリスクコミュニケーション。内閣官房の新型インフルエンザ等対策有識者会議のメンバー。50歳。

緊急事態判断の根拠示して

改正新型インフルエンザ対策特別措置法が成立した。安倍首相は新型コロナウイルス対策を目的に、私権を制限する「緊急事態宣言」を出すことが可能になった。もう刃とも言える宣言をどう扱うべきか。どんな影響が予想されるか。専門家に聞いた。

△本文記事1面▽

新型インフルエンザ 鳥や豚などのインフルエンザウイルスが変異して、人から人へ感染しやすくなったもの。2009年の流行時は、国内で約2000万人が感染したが、豚インフルエンザなどに由来する毒性の弱いウイルスだった。政府は強毒性の鳥インフルエンザに対応するため、12年に特別措置法を整備した。



国会では議員も一様にマスク姿だ(6日の参院本会議)

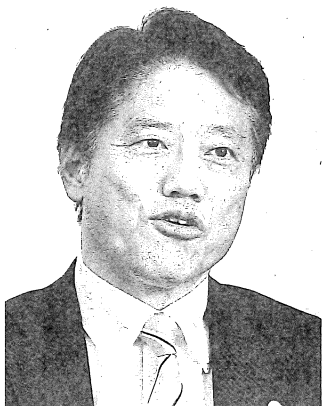
緊急事態宣言が必要と合理的に判断した時は、ちゅうちよするべきではない。法律では緊急事態の期間が最長2年間と定められているが、1年でも長い。かといって1か月程度に区切って延長を繰り返すも、終わりが見えずに国民は不安になる。宣言の際、解除の見通しを丁寧に説明するべきだ。例えば、医療体制やワクチンのメドが立てば生活を日常に戻すという出口戦略を示すことが必要だ。

現在の政府対策本部の専門家会議は、メンバーの大半が感染症の専門家だ。緊急事態宣言による私権の制限を伴う強制的な措置については、感染症だけでなく、社会政策や制度に通じた公衆衛生や公共政策の専門家も多数交えて問題点を提示し、最終的に首相が判断するという手順が望ましい。

政治判断に根拠が示されなければ、説得力と信頼性が欠け、場当たり的な対応にみえる。メディアは政府の運用をチェックし続ける重要な役割がある。それが民主主義的な危機管理のあり方だ。(政治部 松下正和)

経済支援 地域ごとに配慮を

中部大特任教授
細川 昌彦氏



改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく政府の緊急事態宣言は、限定的に発動されるべきだ。要件となっている重症者の発生頻度を踏まえ、現状では難しいと思う。

緊急事態宣言を受け、具体的に何をするかを決めるのは都道府県知事、自治体の力が問われる。知事が地域の実情に応じた判断を出せるかという、リーダー

としての優劣が見えてくる。各自治体は、知事の独断に陥らないよう、地元の医師会や経済界といった関係者の声を吸い上げる意思決定メカニズムをしっかりと整えておくべきだ。

なぜなら、地域の経済・社会活動を停滞させず、経済へのダメージを最小限にする手法は、地域ごとに異なる。全国一律では考えられないからだ。大都市が過

ほそかわ・まさひこ 1977年、通商産業省(現経済産業省)入省。貿易管理部長、中部経済産業局長などを歴任。2009年から現職。65歳。

疎地かや、集積する産業が観光業なのか製造業なのかによっても違う。工場の生産停止の影響は、その規模やサプライチェーン(供給網)上の位置づけなど、個々の事情で変わる。小売りのサービス業でも、地域密着の小規模店か、人が密集する可能性がある大規模店かで、対応は異なる。

感染症のリスクと経済活動のダメージは、一方を追求するともう一方が犠牲になる「トレードオフ」の関係にある。どこまでのリスクを許容するかを見極めたいといけない。新型コロナウイルスによる致死率は、SARS(重症急性呼吸器症候群)やMERS(中東呼吸器症候群)よりは低いとされる。封じ込めを放棄するわけではないが、リスクゼロはあり得ない。

そのためにも、宣言に至る前段階で、感染者数などに応じた都道府県単位でのシナリオをきちんと作っておく必要がある。

都道府県の要請によって経済的な損失が生じる人への補償は難しい。この改正法はそうした訴訟リスクをなくすためのものだ。ただ法的な補償ではなくても、経済的な支援は必要だ。内容は自治体が判断すべきだが費用は国が出せばよい。

近年、製造業だけでなく観光業も中国依存が高めてきた。当面どう乗り切るかという話とは別に、中国依存のリスクを見直す機会にすべきだ。また、日本はデータを活用した感染者の追跡、ロボットやドローンを使った消毒や宅配、遠隔教育や遠隔医療などに乗り遅れている。デジタル技術の活用は急務で、緊急事態への備えを強化することにもなる。

(経済部 戸塚光彦)